

# 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川 富也**  
〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882



## 残業手当を一律支給 残業しない社員も対象

システム開発のS社は、残業手当の支給額を一律にした。残業時間を短くした社員が損をして、「だったら残業」をした社員が得をする制度を改めることにした。残業代目当ての仕事がなくし、生産性を高める狙いだ。  
新しい制度では、月給に34時間分の残業手当を一律で支

給する。残業時間がゼロならば34時間分の手当を余分に受け取れる。反対に50時間の残業をすると、16時間分の手当は得られない仕組み。

同社では残業を減らした職場はボーナスを上乗せする制度も導入した。残業をしない方が得をする効果を社員が実感しやすくなると、残業時間の抑制効果が高まるとみている。

## 公示地価、商業地で下止まり 全用途で下幅が縮小傾向

国土交通省が発表した2015年1月時点の公示地価は、全国の商業地が前年比0・0%と7年ぶりにマイナ

ス圏を脱して下げ止まった。

住宅地を含む全用途は0・3%下落したが、マイナス幅は5年連続で縮小した。

大規模な金融緩和で不動産取引が活発になり都市部の地価を押し上げた一方、地方では持ち直しが遅れており、二極化も鮮明になっている。

上昇が目立ったのは都市部の商業地で東京、大阪、名古屋の3大都市圏は上昇率が1・8%となった。札幌、仙台、広島、福岡の中核都市も2・7%上昇。全国で最も上昇率が高かったのは、北陸新幹線の開業で再開発が進む金沢(17・1%)だった。  
都心部の住宅地は高い伸び

だが、都市近郊は上昇が一服している。消費増税の影響で2014年の住宅着工が前年比9%減となったことが響いた。

## パート同士が人事評価 客観性を高める狙い

専門商社のT社はパート社員同士が互いに評価し、上司による評価とあわせて時給に反映する人事制度を取り入れた。正社員の上司だけでなく一緒に働いている時間が長いパートの同僚も評価に加わることで客観性を高め、パート社員の士気向上につなげる。勤務態度などについて1人が40〜80人の評価を5段階で受ける。正社員の上司による評価を8割、同僚の評価を2割で配分し、時給に反映させる。評価が高い場合は最大で350円程の能力給を上積みする。これは時給の約4割に相当するという。  
また同僚の査定は正社員への登用基準にも応用する。



## 贈与税

贈与税は個人から財産をもらった時にかかる税のこと。企業など法人から給与をもらった時には所得税がかかるのに対応した形の税。  
基礎控除にあたる年10万円までは贈与税がかからない。子や孫に生前に毎年贈与して財産を減らしておけば、死亡した時の相続税の軽減につながる。今年から贈与税の最高税率が50%から55%に引き上げられた。  
相続税は死亡した人の財産を受け継ぐ時にかかる税。基礎控除は今年からこれまでの「5千万円+1千万円×法定相続人数」から「3千万円+600万円×法定相続人数」へと縮小された影響で課税対象者は大幅に増える見込み。

●債権の短期消滅時効の変更の例●

時効時間	債権の種類
1年	飲食店、旅館、映画館などの料金 レンタカー、レンタルビデオの料金 運送費、タクシー代
2年	小売業の商品代金、学習塾の授業料 クリーニング代、弁護士、公証人の報酬
3年	医師、薬剤師の診療報酬 工事の設計・施工などの工事関連費用
5年	企業間商取引（商法）
10年	司法書士の報酬など 敷金や保証金の返還請求権など



5年に統一



短期消滅時効5年に統一  
連帯保証人の保護など  
「約款」の効力の明確化

政府は3月末、債権や契約に関する民法改正案を閣議決定しました。これにより制定以来およそ120年ぶりに民法が抜本的に見直されることになりました。政府は2018年度までの施行を目指しており、企業の実務面でもさまざまな影響が考えられます。そこで今回は民法改正案の中から債権や契約に関する分野について取り上げます。

■消滅時効の統一■

消滅時効とは、一定期間の経過によって、債権等の財産権が消滅する制度のことです。民法では、債権を10年間行使しないときは消滅すると原則を示したうえで、例外として、短期消滅時効を定めています。

この短期消滅時効とは、職業別に区分された債権の消滅時効であり、それぞれ期間が定められています。例えば、飲食店の料金の時効は1年間、小売業の商品代金の時効は2年間、医師の診療料の時効は3年間などと規定されています。

今回の改正では、職業別の短期消滅時効が廃止され、消滅時効期間は、「権利行使できる時から10年」という従来の一般原則に加えて、細かく定められている区分を撤廃し、「権

利行使できると知った時から5年」に統一しました。これにより、①権利を行使できるとき（債権発生時）から10年間、②債権者が権利を行使できることを知ったときから5年間のいずれか早く到来したときに時効となります。

■約款を明文化・新规定■

改正案では、今の民法には規定がないインターネットの通信販売などで企業が契約者に示す「約款」について、「説明が不十分だった」などとしてトラブルになるケースもあることから新たに約款に関する規定を設けました。

約款はインターネット通販や保険契約、電気・ガスなど多くの契約で広く使われています。約款を作成して契約の場面で使用している企業としては、大量の取引を安全かつ効率的に行う重要な手段となっている一方、難解な言葉が並び、全文を理解する消費者はほとんどいないとみられます。このため解約時の違約金や事業者の責任範囲をめぐって争いになることもあります。

改正案には、消費者に一方的に不利益な条項は無効、事業者の判断で約款を変更できるのは消費者の利益になる場合に限定といった条文が盛り込まれました。

■瑕疵（かし）担保責任■

商品が壊れているような場合の売り手の責任「瑕疵（かし）担保責任」も明確にしています。

例えば、インターネットを通じて購入した商品が故障していた場合、現行法では、①売買契約を解除する、

②損害賠償を請求する—という2つの方法が規定されています。改正案では、この2つの方法に加え、「目的物の修補」の請求、「代替物の引き渡し」の請求、「代金の減額」の請求が規定されています。ネット市場での売買が一般化し商品の現物を見ないで購入するケースが増えていることに対する措置と考えられます。

■保証人の保護の強化■

金融機関などが中小企業に対して融資の際に求めてきた「個人保証」について、保証人になった第三者が想定外の債務を負って自己破産などに追い込まれるのを防ぐため、経営者本人などを除いて、第三者が保証人となる場合には、保証契約締結前1か月以内に公正証書を作成して保証人となる意思表示を明らかにすることとされています。

ただし、取締役や執行役、従業員として籍を置く配偶者等は例外として第三者には該当せず連帯保証人になることは可能です。



# マイナンバー制度の導入 企業が取り組むべき対応

## 2016年1月より開始

本年10月よりマイナンバー(個人番号)の通知が開始、2016年1月以降は、年金、医療保険、雇用保険、税の手続などで、行政諸官庁に提出する各申請書等にマイナンバーの記載が求められることになっていきます。すでに対応のための準備期間は限られているため、企業においては早急な準備が必要といえます。そこで今回はマイナンバー制度の導入に向け、企業が取り組むべき対応と留意事項などを取り上げます。

マイナンバー制度とは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であること

### ■マイナンバー導入までの準備■

- ①マイナンバーの記載が必要な書類の確認
  - ・給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類
  - ・健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類
- ②マイナンバー収集対象者の確認
  - ・従業員等(従業員に加えて、役員やパート、アルバイトを含む)とその扶養家族
  - ・報酬(講師謝礼、原稿料等)の支払先
  - ・不動産使用料の支払先

を確認するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高めるための社会インフラを構築する土台となる制度です。

また、マイナンバーとは別に法人番号も作られ、国税庁のサイトで個人番号とは異なり公開されます。公開されるのは商号または名称、本店所在地、法人番号となります。法人税の申告などで必要となります。

市区町村からのマイナンバーの通知は、本年10月より開始されます。企業においては、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険料の支払・事務手続きなどでマイナンバーの取扱いが必要となり、対象業務の洗い出しなどマイナンバー制度への円滑な対応に向けた準備を行う必要があります。

個人番号関係事務で影響がおよぶ実務は、人事給与関係の事務と国税の法定調書関係の事務です。

### ■人事給与関係■

企業においては、従業員の所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、社会保険料(医療保険、介護保険、年金保険、労働保険)の支払いや届出・申請など各種手続きを行っています。例えば、社員の入退社や住所変更についても行政機関と異動連絡の事務を行っています。今後はこれらの事務手続において、マイナンバーを使っていくこととなりますので、社員のマイナンバーを収集すると同時に、マイナンバーを利用する準備をする必要があります。また、医療保険の事務については被保険者および被扶養者のマイナンバーも収集しなくてはなりません。

### ■国税の法定調書関係■

国税については申告書や法定資料の提出において、マイナンバーおよび法人番号を記載する必要があります。一時的な報酬、配当金などを支払った相手についても、マイナンバーの告知を求め、管理していくことが必要となります。企業が通常税務署に提出することが多いものとしては、報酬・料金などの支払調書、給与所得や退職所得の源泉徴収票など

があり、講演料・原稿料の支払いや不動産使用料の支払先もマイナンバーおよび法人番号が必要となります。

### ■厳格な情報の安全管理■

企業としては従業員からマイナンバーの情報を取得する必要がありますが、秘匿性が非常に高い情報であるがゆえに、厳重な保管を含めた安全管理措置が求められています。他人にマイナンバーを教えたり、不正な利益を図る目的で個人番号を提供又は盗用したりすると罰則が課されます。

従業員が退職するなどマイナンバーがその企業にとつて不要になった場合は、原則として7年間保管した上で復元不可能な形で破棄するというルールも定められています。つまり、従業員が入社してから退社した後も厳格な管理が必要となります。

◇マイナンバーについての詳細◇  
内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hangoseido/index.html>

・マイナンバーのコールセンター  
(全国共通ナビダイヤル)  
0570-2010178 (平日9時30分~17時30分)



### ◆平成25年度分会社標本調査◆ 交際費支出額が2年連続で増加

国税庁は3月26日、「平成25年度分会社標本調査」を公表しました。会社標本調査とは、我が国の法人について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正および税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としているもので、昭和26年から始まり、以後毎年実施され今回が第64回目になります。

今回公表された調査結果（平成25年4月1日～平成26年3月31日）によると、全体の法人数から連結子会社を除く258万5732社のうち、31・8%を占める82万3136社が黒字法人、残りの68・2%を占める176万2596社が赤字法人となっています。

赤字法人の割合は前年度分から比べて2・1ポイント減少。6年ぶりに70%を切り、リーマンショック前の水準近くまで下がっていますが、依然として高水準であることが明らかとなりました。

また、企業の景気が好転すると増加するといわれる「交際費等の支出額」は、3兆825億円で、前年度比6・3%増と2年連続の増加となりました。資本金階級別で見ると、

資本金1億円超の階級ではほとんど変化がないのに対して、資本金1億円以下の中小法人の階級では交際費支出額の伸びが顕著となっていることが明らかとなっています。これは、平成25年度税制改正において、中小企業が損金算入できる交際費等の金額が拡大されたことが大きく影響していると考えられます。

なお、営業収入金額10万円当たりの交際費等支出額を業種別に見てみると、「建設業」が511円で最も高くなっており、次いで「不動産業」が468円、「サービス業」が387円と続いています。

一方、最も低い業種が「鉱業」の115円、次いで「金融保険業」の146円、「機械工業」の154円となっています。

## 5月の税務と労務

### —税務—

- ★特別農業所得者の承認申請  
申請期限…5月15日
- ★個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知  
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知  
(2)通知期限…6月1日
- ★自動車税の納付  
(1)賦課期日…4月1日  
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★鉦区税の納付  
(1)賦課期日…4月1日  
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…5月11日
- ★3月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…6月1日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…6月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…6月1日
- ★9月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分  
申告期限…6月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…6月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…6月1日
- ★確定申告税額の延納届出による延納税額の納付  
納期限…6月1日

### —労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…6月1日

会社を永續させるには、環境の変化に敏感でなくてはなりません。例えば、これまで売れていた商品が売れなくなった、逆に変化など、自社内外の情報を的確に把握する必要があると見えます。▼次に捉えた情報をどう経営に活かすのか。そのためには、常に新しいことに挑戦する勇氣が必要です。変わらなければいけないと思いつつもなかなか行動に移せません。時には変わることに反発して、現状維持とな

## 変化する勇氣

ってしまうケースが多くみられます。▼その挑戦が致命傷にならないよう、いきなり大きく動かさず、できる範囲内で小さな挑戦を繰り返すことが大切です。しっかりとした自分軸を持ち、縮まないように挑戦を続けなければ、変化の波に飲み込まれてしまいます。必ず起きる環境変化が起きていることを敏感に察知し、変わり続けることに挑戦しなければ会社を永く存続させることはできないのではないのでしょうか。